



みなさん、こんにちは。夢ふうせんマーレです。
夏本番を迎え、ラベンダーが綺麗に咲き誇り、北海道らしい夏を感じる頃となりましたね。オホーツク流氷公園ラベンダー畑も見頃を迎えていますので、是非立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

さて、今月の通信では「**障害者トライアル雇用**」についてご紹介させていただきます。

障害者トライアル雇用制度とは？

原則3ヶ月間の試行雇用を通じて、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけを作ることを目的とした制度です。

障がい者雇用において、「本当にこの仕事ができるのだろうか」「職場に馴染めるだろうか」という不安は、企業と求職者双方に存在します。そんな不安を解消し、ミスマッチを防ぐのが「障害者トライアル雇用」です。

障害者トライアル雇用を実施することで、企業は求職者の能力や適性を確認しながら継続雇用への移行を検討でき、求職者は実際に勤務したうえで自分の適性を見極める機会を得られます。

(※トライアル雇用についての詳細は公共職業安定所で確認することができます。)

【 トライアル雇用の利点 】

・ 適性を見極められる ・ 早期退職の防止になる ・ 助成金の対象となる

トライアル雇用と試用期間の違い

	トライアル雇用	試用期間
対象期間	原則3ヶ月 (法律により)	一般的に3～6ヶ月 (企業が設定)
解雇	3ヶ月で一旦雇用期間が終了	本採用中に設定しているので、解雇には相応の理由が必要
助成金	あり	なし

※トライアル雇用は試用期間とは違い、期間終了後に継続雇用の義務はありません。

職場のミスマッチを減らす観点から、夢ふうせんマーレでは職場実習体験をおすすめしていますが、機密情報の取り扱い上、実習が難しい企業様はトライアル雇用のご活用も検討してみteはいかがでしょうか。

(株)エムリンクホールディングス 紋別市障害者就労支援事業受託事業所



TEL 0158-28-6222 FAX 0158-28-6225
E-mail mar@e-link.co.jp URL <https://yumefusen-mar.com/>

